

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾運輸労働組合同盟から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

### 1 開始日

平成 28 年 3 月 26 日以降

### 2 場所

別記の都道府県における全日本港湾運輸労働組合同盟の組合員が勤務する全職場

### 3 要求事項

賃金引上げ等

平成 28 年 3 月 25 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

### 別 記

北海道	茨城県	千葉県
東京都	神奈川県	石川県
愛知県	三重県	大阪府
兵庫県	和歌山県	福岡県
沖縄県		